

令和元年度第12回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月25日(水)午前9時25分から午前11時30分

2. 開催場所 上下町民会館 2階 会議室

3. 出席委員 9人

1番	秋山 剛	2番	末宗龍司	3番	野津田はるみ
4番	宮田泰行	5番	小川康成	6番	小森山仁司
9番	瀬尾 毅	10番	竹内茂樹	11番	小寺 旭

4. 欠席委員 7番 岡本 隆

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号 非農地証明交付申請について

議案第52号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第4 報告事項

報告第26号 農地法第4条の規定による届出について

報告第27号 農地法第5条の規定による届出について

報告第28号 農地法第18条の規定による届出について

第5 その他

(1) 4月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 池田 弘昭

農地係係長 田原 慎吾

農地係主任 田渕 哲也

8. 会議の概要

【事務局(池田)】定刻になりましたので、これより2019年度第12回農業委員会総会を開催します。

その前にこの度のコロナウイルス拡大防止のため、この形での総会を開催させていただきます。また、1月1日付で人事異動がございまして、伊藤建設係長が上下支所市民生活係長へ、森藤上下支所長が建設係長兼務となり、次回から上下会場での出席となります。

では、まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は7番 岡本委員です。定数に達しておりますので、2019年度第12回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりで。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、1番 秋山委員、10番 竹内委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より議案説明及び補足説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第47号を説明） 番号1につきまして、担当委員の現地確認により3条申請に当たらないとのことで、申請者との協議の結果、3月17日に取下げ願の提出がございました。番号1につきましては削除をお願いします。

こちらについては、3月13日に小寺会長、秀高委員、事務局で現地確認を行いました。現況は譲受人の〇〇さん宅の宅地一部になっておりました。当日〇〇さんに電話連絡し、申請地は宅地化していること、今後農地として利用の予定がないことから、農地法第3条申請として農業委員会総会にて諮ることは難しい旨を伝えたと、〇〇さんは了承され取下げ願を提出されました。後日改めて5条での再申請を予定しておられます。

【議長】 ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第47号は提案どおり許可妥当とすることにご異議はありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは議案第47号は、提案どおり許可妥当とします。

【議長】 続いて議案第48号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から議案説明及び補足説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第48号を説明）

【3番 野津田委員】 番号1、2について、〇〇さんは昨年まで〇〇さんに作ってもらっていたのですが、高齢のためもう作れないということで、JA庄原に相談され、そこから〇〇〇〇〇〇に依頼があり、耕作管理することとなりました。

〇〇さんは家の近くは作っておられるのですが、ここは田を越えていかなければならない場所で、2～3年作っておられなかったようです。〇〇さんの田を作られるのであれば一緒に作ってほしいという依頼があり、耕作管理することとなりました。

【事務局（田原）】 番号3、4について追加説明をします。いずれも元々法人さんと利用権設定をされていた農地です。その後中間管理機構を利用した権利の付け替えを行

いました。中間管理機構と法人さんの契約は変わりません。その農地を所有権移転するもので、本来所有権移転できない案件なのですが、基盤法の特例により、新たに所有者になる方が、転貸を受けた法人の構成員であることから移転するというものです。

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明について審議していただきますが、農業委員会等に関する法律第31条で「農業委員会の委員は自己等に関する事項については、その議事に参加することが出来ない。」とありますので、番号1及び2につきましては野津田委員に関係する事案ですので議事に参与出来ません。野津田委員は暫時退席をお願いします。

(野津田委員 退席)

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第48号は提案どおり承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第48号は提案どおり承認します。

(野津田委員 着席)

【議長】続いて議案第49号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局から議案説明及び補足説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第49号を説明）3月14日に末宗委員、岡本委員、向田委員と申請人の〇〇さんで現地確認していただきました。

現地は県道24号上下方面井永法界山手前100m、階見方面に抜ける道を約1km行った右の小高いところにあります。隣家の耕作地はかなり離れており、現状のまま設置されます。かなりの斜面で雨水等の流れはよく、防水シートを敷かれるそうです。設置にあたり問題はないとのこと。なお、設置される場所は小石が多く、耕作には適さないように感じたとのこと。

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

【10番 竹内委員】除外されたとのことですが、井永地区で太陽光設備は難しいのでは。

【事務局（池田）】周囲に耕作地のない高台にある農地です。傾斜地でもあります。

【議長】ほかに、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第49号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第49号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて議案第50号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から議案説明及び補足説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第50号を説明）3月17日に吉岡委員、楨本委員、〇〇司法書士で現地確認をしていただきました。

現地は府中上下線阿字町内、〇〇〇〇の西側の山の麓です。〇〇〇〇さんが〇〇さんから1681-1と〇〇さんから1682-1を買われ、社宅を2棟建設されるとのことでした。

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第50号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第50号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて議案第51号非農地証明交付申請について、事務局より議案説明及び補足説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第51号を説明）3月16日に粟根委員、小寺会長、事務局で現地確認いたしました。

現地は高木町のオガワエコノス北側の〇〇〇〇〇〇〇株式会社の敷地で、店舗、工場、倉庫として使用されておりました。東側は道路、南側は70cm幅の道と1m30cm幅の水路があり、北側は70cmの道に30cm幅の水路、西側は境の石垣になります。現況は宅地になっており、地目変更のための申請で、問題はないと思われるとのことでした。

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第51号は提案どおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第51号は提案どおり決定とします。

【議長】続いて議案第52号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より議案説明及び補足説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第52号を説明）3月16日に小寺会長、栗根委員と事務局で現地を確認してまいりました。

現地は中須新橋西詰の信号を南に300m行ったところです。高木町1010-1と1011-1は道路より西側で、中須町1245-1と1246-1と1247-1は道より東で、これらの農地の真ん中に自宅があります。中須町1319-1は自宅より南に250mのところ です。農地の合計は4,333㎡で、〇〇さんはこの農地を父の生前中から手伝っており、引き続き農業経営を行われますので、問題ないとのこと です。

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

【4番 宮田委員】やはり特例は使ったほうが良いですか。

【事務局（田原）】市街化農地での適用となります。相続税額も相当大きくなりますので、今後もその農地を営農するのであれば、税金も減るのでご存じの方は使います。

【議長】ほかに、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第52号は提案どおり決定することにご異議はありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第52号は提案どおり決定とします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第26号、農地法第4条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第26号について報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第27号、農地法第5条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第27号について報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第28号、農地法第18条の規定による届出について、事務局か

ら報告してください。

【事務局（田渕）】（報告第28号について報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、4月24日（金）午前9時30分から、会場は府中市役所 4階 第一委員会室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は4月24日（金）午前9時30分から、会場は府中市役所 4階 第一委員会室と決めさせていただきます。これを持ちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦勞様でした。

令和2年3月25日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人